頑張る創業者を支援

創業補助金を実施

市では、地域での創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定しています。平成28年1月に国の認定を受け、市、綾瀬市商工会、金融機関（きらぼし銀行、かながわ信用金庫、商工組合中央金庫、横浜信用金庫、神奈川銀行）が連携して、ワンストップ窓口相談の設置、市が特定創業支援等事業に位置付けているあやせ創業スクールの開催、創業応援窓口の設置などを行い、必要な知識（経営、財務、人材育成、販路開拓など）の習得・向上を図るとともに、さまざまなニーズに合わせて総合的な支援を実施しています。詳細は、市ホームページを見てください。

問商業観光課☎70・5685

特定創業支援等事業

同事業に位置づけられている同スクールや窓口支援を受けた創業希望者・創業者は、株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減や、創業2か月前から対象となる無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例を、事業開始6か月前から利用できるなどの支援を受けることができます。

■**その他**　今年度の同スクールは、9月～10月を予定

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金

次の費用を補助します。①創業に必要な経費の一部の補助②創業に必要な資格などの取得にかかる費用の補助

■対　市内で創業か新事業に挑戦する第二創業者で、次の項目全てに該当する創業者▶市内に事業所を置くか置く予定である▶同計画の認定を受けた市区町村から、特定創業支援等事業による支援を受けたか受ける予定である▶中小企業者か中小企業者となる予定である▶補助事業期間に個人開業か会社などの設立を行いその代表となるか、既存事業以外の新事業を開始する▶納期限の到来した国税・都道府県税・市町村税を完納している▶市空き店舗活用事業補助金か同様の趣旨の他の補助金（国や県によるものを含む）などの交付、交付決定を受けていない▶市暴力団排除条例第2条第2号～第5号の規定に該当しない▶次のいずれかに該当する事業を営んでいないか営もうとしていない▷風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可か届出が必要な事業▷他の方が行っていた事業を継承して行う事業▷フランチャイズ契約かこれに類する契約に基づく事業▷公序良俗に反する事業や補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

■**対象経費**　▶①▷建物の賃貸借契約上の6か月分の賃料（不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金などを除く。補助事業期間内のものに限る）▷新たに開設する事業所の外装・内装・設備に係る工事費用（市内の事業者に発注する費用に限る）▷設備の購入に係る費用▽販売促進のためのパンフレット作製・広告掲載・ホームページ作成などの広告宣伝費用（事前着手したものも対象となる場合があるので、同課へ問い合わせてください）▶②▷事業を開始するために必要な法令に基づく資格などの取得に係る費用

■**対象業種**　▶①　統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に規定する小売業（中分類58）か飲食サービス業（中分類76・77）▶②　中小企業信用保険法施行令第１条に規定する業種

■**補助金額**　▶①　経費の2分の1以内で上限100万円▶②　経費の2分の1以内で上限2万円（併用申請可）

■**補助期間**　▶①　交付決定の日～来年1月31日（開店日が来年1月31日以前の場合は、開店日まで）▶②　定めなし

■**受付期間**　▶①　6月30日17時まで▶②　開業の日から１年以内

■申　同課にある申請書（市ホームページからダウンロード可）に記入し、必要書類を添えて同課へ直接

■**その他**　7月下旬に開催する審査会で、交付事業者を決定

協働で公共サービスを実現

来年度の市民提案型協働事業の提案募集

地域の課題解決に向け、市民の皆さんの自由な発想を生かした市民協働事業の提案を募集します。

市民活動団体が企画・立案し、市と協働で事業を行うことで、地域の課題解決や市民生活の向上を目指すものです。

皆さんの意欲と行動力で、市民協働によるまちづくりを進めませんか。

問市民活動推進課☎70・5640

■**対象事業**　①公益的な事業で、協働で実施することで、地域課題の解決が図られるもの
②具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られるもの
③協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することで相乗効果と住民の自治力の向上が期待できるもの
④収支の見積もりなどが適正であるもの
⑤市民活動団体と市が信頼関係を築き、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができるもの

■対　次の要件を全て満たす市民活動団体
①2人以上で構成されている
②運営に関する規約や会則があり、予算・決算を適正に行っている
③営利を目的としない

■**実施期間**　来年4月1日～5年3月31日（複数年にわたる事業の場合は毎年度の提案が必要）

■**選考方法**　市民活動推進委員と市職員で構成する審査委員会で、事業の採否を決定

■申　同課、市民活動センターあやせ（中央公民館内）、保健福祉プラザ、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館にある応募の手引き（市ホームページからダウンロード可）を参照し、エントリーシートに記入の上、5月6日～6月4日に同課へ直接（要事前連絡）

■**制度説明と相談**　協働する担当課が分からない場合や企画内容が協働事業に該当するかどうかについては、同課に問い合わせてください▶5月6日～6月4日（要予約・時間応相談）

提案事業の実施例

〈市内の実施例〉
- 中学生への防災講座
- ママフェスタ
- まちかどガーデンフォトコンテスト

など

〈市外の実施例〉
- 高齢者等買い物サポート
- 落書きされない壁作り
- ドッグランの管理運営
- CAPプログラムによる子どもの暴力防止教室

など